

第2回 川西市損害評価会次第

日時：平成27年8月25日(火)

午前10時～

場所：川西市役所 2階 202会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事録署名人の選出

4. 協議事項

- ① 平成27年産水稻引受状況について
- ② 平成27年産水稻損害評価方法及び日程について
- ③ 平成27年度水稻損害防止事業補助金について
- ④ 平成28年度水稻無事戻しの廃止について

5. その他

市町損害評価会委員等研修会について

6. 閉会

平成 27 年産 水稻 1 回作 引受通知書

第 _____ 号

平成 27 年 8 月 7 日

兵庫県農業共済組合連合会

会長理事

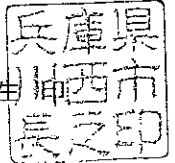
鷺尾 弘志 殿

農業災害補償法第127条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり通知（変更通知）します。

川西市

川西市長

大塩 民生

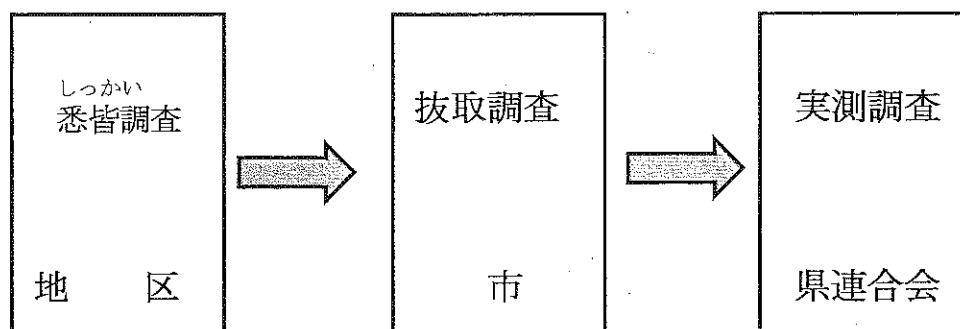


共済事故等による種別	1	一筆	1	一筆	1	一筆
	1	一般	1	一般	1	一般
	70	7割補償	60	6割補償	50	5割補償

引 受 戸 数	(229)	229 戸	()	戸	()	戸
引 受 面 積		5,523 a		a		a
基 準 収 穫 量 又は基準生産金額		267,183 Kg(円)		Kg(円)		Kg(円)
引 受 収 穫 量 又 は 特定農作物共済限度額		187,066 Kg(円)		Kg(円)		Kg(円)
共 済 金 額		34,981,342 円		円		円
基 準 共 済 掛 金		113,574 円		円		円
共 済 掛 金		113,574 円		円		円
農作物交付対象負担金額		56,727 円		円		円
組合員等負担共済掛金		56,847 円		円		円
保 險 金 額		34,509,094 円		円		円
保 險 料 総 額		33,903 円		円		円
組 合 等 交 付 金 額		22,824 円		円		円
納 入 保 險 料		0 円		円		円
共済目的別基準単収実行率		100.0 %		%		%
秋播小麦		%		%		%
二条大麦		%		%		%
六条大麦		%		%		%
裸 麦		%		%		%
春播小麦		%		%		%
二条大麦		%		%		%

損害評価の方法

損害評価は、まず農家の被害申告（損害評価野帳の提出）から始まります。



損害評価員（生産組合長）は、受持ち地区を全被害筆について見込み収量を調査する。

損害評価地区単位で再評価を行い、調整を図る。

損害評価委員は、検見及び簡易実測を行い、地区調整を図る。

連合会は、実測及び検見により市町ごとの調整を図る。

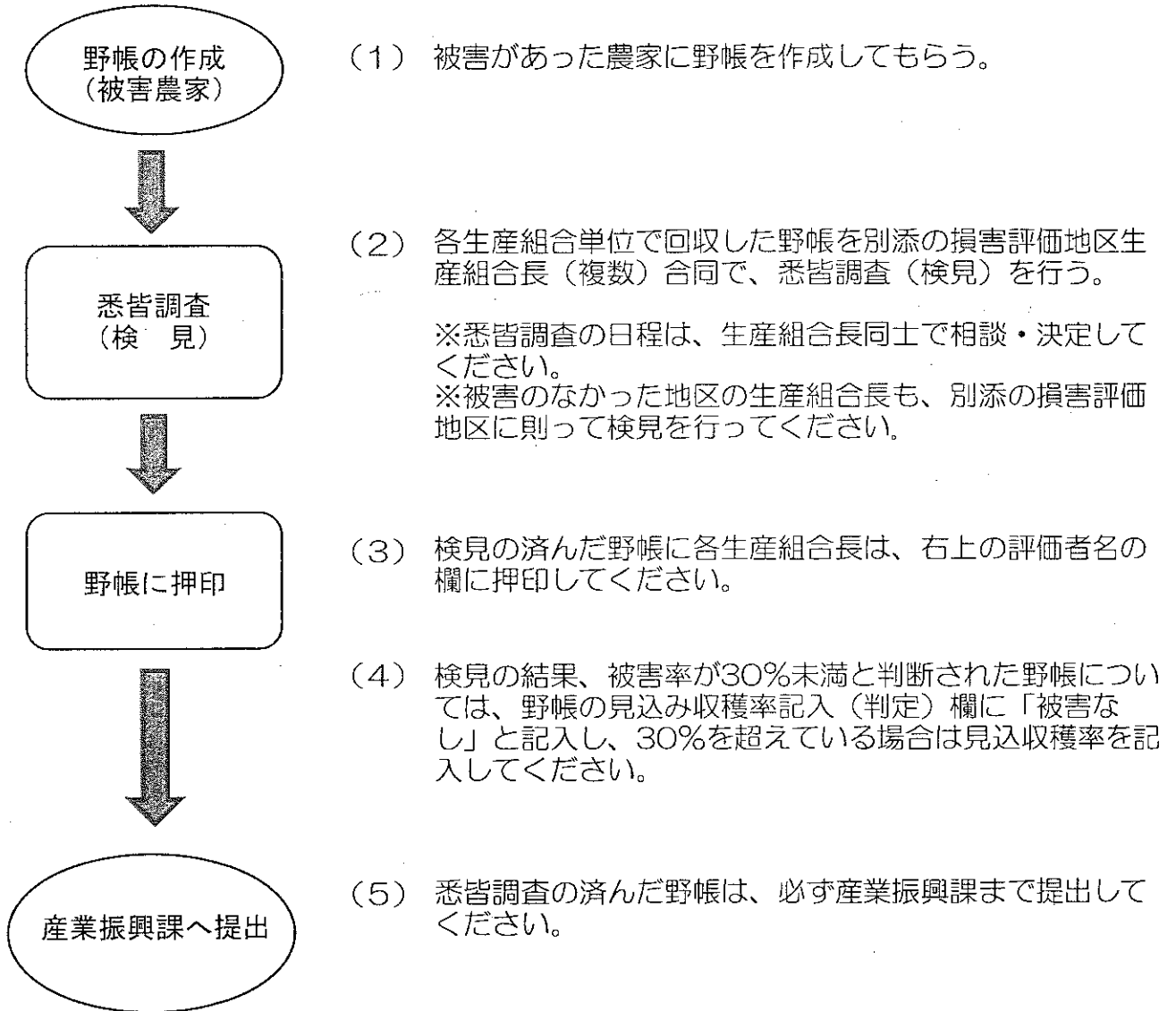
以上の手続きを経て共済減収量を集計し、損害評価会に諮って川西市当初評価案として連合会に報告します。

基準収穫量が100%、引受収量が70%であるので、見込収量が60%のときは10%の被害となります。

水稻共済損害野帳の作成について

【申請の流れ】

水稻被害が組合員から報告された場合、下記の流れで野帳を作成してください。



被害農家が作成し、生産組合長が検見の上提出いただいた野帳をもとに、事務局（損害評価会委員）が現地調査（坪刈り調査）を行います。

※被害水田が多く、今回配布した野帳では足りない場合は産業振興課までご連絡ください。追加配布いたします。

損害野帳の記入方法

- ① 損害評価野帳は、ボールペンで記入してください。ただし、見込み収量率記入の(判定)欄のみエンピツで記入してください。
- ② 評価者印の欄は、悉皆調査(検見調査)を行った生産組合長の私印を押印してください。
(自組合の評価だけでなく、複数の組合長で確認してください。)
- ③ 悉皆調査(検見調査)を実施したときに、被害なし(被害率が30%まで)と判断された野帳については、見込み収量率記入の(判定)欄に「被害なし」と記入してください。
- ④ 抜取り調査(30株刈取り)について了解を得た水田には、野帳の右上部分の通し番号欄に○印を付けておいてください。
- ⑤ 野帳の提出は、悉皆調査(検見調査)後、その都度産業振興課に提出してください。

共済事故(共済金の支払い対象となる事故)

風水害、干害等気象上の原因による被害や病虫害、鳥獣害等の被害が対象となりますが、肥培管理が悪い場合や薬害は対象となりません。

対象となるもの ①風害 ②水害 ③風水害 ④干害 ⑤冷害 ⑥雨湿潤害
⑦冷湿害 ⑧土壌湿潤害 ⑨病害 ⑩虫害 ⑪獣害 ⑫鳥害
⑬ひょう害 ⑭火災

必ずボールペンで記入し、訂正は二重線のうえ訂正印

稲を刈り取ってもよいなら
○印を付けてください

見本

様式21号

損害評価野帳 [一筆 方式 (一般・病害虫事故除外)]

No.

通し番号

共済目的	類区分	大地区名	小地区名	評価月日	評価者名
* 水 稻	*	* 川 西	* 黒 川	○月○日	印 印 印

組合員等コード	組合員等氏名	耕作者氏名
○○○○○○○○	* 川西 太郎	* 川西 太郎

耕地の地名地番	評価地区ごとに3名を標準として、 評価員全員が押印する
* 黒川 字 ○○ 17	

災害の種類	* 獣 害 (イノシシ)
災害発生日	* ○月○日

耕地番号	1	種類別	うるち
分筆番号	2	品種名	キヌヒカリ
引受面積	6.0 a	肥培管理	良 中 不良
評価地区	東谷 C	分割割合	
階層名		分割事由	雑草防除が不適切
悉皆調査単収	180 kg	分割評価を実施した場合は、 その分割理由を記入する	
事故除外方式悉皆調査単収	kg		
判定	60%	5 kg あるいは 10 kg 単位で記入	
病虫害による単当減収量	kg		

災害の種類	獣 害 (イノシシ)	この欄は見込収穫率をエンピツで 生産組合長が記入してください
災害発生日	○月○日	

取扱注意

- (1) 被害農家は*欄に記入して切取線から切り取って損害通知書(損害評価野帳)は共済連絡員にすぐ届けてください。被害表示の立札は、評価当日に被害耕地によく見える様に立ててください。
- (2) 「災害の種類」は、冠水、流失、冷害、干害等と具体的に書いてください。
- (3) この損害通知書(損害評価野帳)を出された耕地は、農業共済組合(市町村)又は農業共済組合連合会が平刈を実施することがありますから了承ください。

切 取 線

被害表示の立札 農家が記入して被害耕地に立ててください。

農家が記入	地区名	* 黒 川	農家さんへお渡し ください
	耕作者氏名	* 川西 太郎	
	耕地の地名地番	* 黒川 字 ○○ 17	
	耕地番号	* 1	
	分筆番号	* 1	
	引受面積	* 6.0 a	
	種類別	* うるち	
品種名	* キヌヒカリ		

損害評価会の今後の日程について

時 期	事 務 処 理 事 項	摘 要
8月25日(火)	市町損害評価会委員等研修会	兵庫県農業共済組合連合会神戸出張所
8月27日(木)	損害評価野帳の配布	第3回生産組合長会
8月28日(金) ↓ 刈取りまで	損害評価野帳の取りまとめ	評価員(生産組合長) 悉皆調査(3割を超える被害以上) 野帳提出
8月28日(金) ↓ 刈取りまで	抜取調査(検見+実測)	損害評価会委員
9月中旬	兵庫県連合会実測調査	4筆 2班 4名
10月29日(木)	第3回損害評価会	当初評価高案の諮問並びに答申 評価地区別単当り修正量報告 段階別面積報告
11月上旬	市当初評価高提出	兵庫県農業共済組合連合会
12月上旬	水稻共済減収量の認定	農林水産省→連合会→市
12月中旬	損害評価書・保険金請求書提出	市→連合会→県→農林水産省
12月下旬	保険金受取り 共済金支払い	連合会→市 市→生産組合長→農家
1月下旬	共済金支払報告	農家→生産組合長→市

水稻損害防止事業補助金明細

平成27年6月1日

防除班名	水稻病虫害防除班
防除面積	5,523.1a
使用薬剤	苗箱施用剤「ブイゲットアドマイヤー」粒剤
使用量	564kg(1kg/10a当たり) 564kg(1袋 1kg入り)
薬剤費(事業費総額)	1,923,240円 (1袋 3,410円)
補助金額(予算額)	150,000円
補助	10a当たり約271.58円補助

平成27年度 地区別補助一覽

地区名	防 除 面 積 等 一 覧 表				購 入 農薬数	農薬購入金額	農家負担金額
	戸 数	筆 数	面 積	補助金額 A		B 3,410円×袋数	B - A
			a	円	袋	円	円
出在家	1	2	13.8	375	2	6,820	6,445
栄 根	4	7	67.7	1,839	7	23,870	22,031
加 茂	25	41	342.5	9,302	35	119,350	110,048
久 代	17	38	291.8	7,925	30	102,300	94,375
小 計	47	88	715.8	19,441	74	252,340	232,899
新 田	4	4	32.8	891	4	13,640	12,749
東多田	5	15	131.2	3,563	14	47,740	44,177
矢 間	7	16	132.0	3,585	14	47,740	44,155
西多田	26	86	491.2	13,340	50	170,500	157,160
多田院	12	39	365.0	9,913	37	126,170	116,257
石 道	9	35	309.1	8,395	31	105,710	97,315
赤 松	7	22	132.7	3,604	14	47,740	44,136
柳 谷	3	17	113.2	3,074	12	40,920	37,846
芋 生	2	9	46.1	1,252	5	17,050	15,798
若 宮	3	9	103.7	2,816	11	37,510	34,694
小 計	78	252	1,857.0	50,433	192	654,720	604,287
見 野	1	3	15.8	429	2	6,820	6,391
東畦野	11	28	238.7	6,483	24	81,840	75,357
西畦野	27	84	710.6	19,299	71	242,110	222,811
山 原	8	25	190.6	5,176	19	64,790	59,614
山 下	1	4	43.0	1,168	5	17,050	15,882
笹 部	18	78	606.7	16,477	61	208,010	191,533
一 庫	23	103	507.5	13,783	51	173,910	160,127
国 崎	4	17	165.1	4,484	17	57,970	53,486
黒 川	11	70	472.3	12,827	48	163,680	150,853
小 計	104	412	2,950.3	80,126	298	1,016,180	936,054
合 計	229	752	5,523.1	150,000	564	1,923,240	1,773,240

(3) 特別積立金の取り崩しについて

農業災害補償法施行規則及び農業共済条例に基づき、損害防止費用や固定資産の取得に充てるため特別積立金を取り崩す場合及び無事戻しを行う場合は、議会の議決が必要。

【平成20年8月20日付け20農経B第2947号経営局保険課長・保険監理官通知】
共済収支の将来見通しを踏まえ、将来の不足の補填に窮するおそれがないと判断される場合に組合員等の総意として決定（議会議決等）の上実施。

- ・無事戻しについては、多額の積立金を財源に行われており、その積立金は農家掛金だけでなく、半分程度は税金であることから厳しい指摘を受けてきた。
- ・平成24年度以降、全ての共済事業において、共済掛金率の引き下げが行われたが、更にH27年産から適用する水稻共済の一般改定により掛金率が見直され、全県平均で前回より4割強の低下となる。
- ・積立額は更に減少していくこととなるので、将来見通しについては当該状況をふまえて再精査する必要がある。
- ・無事戻しに関しては、実施にかかる組合等の手間、振込み経費、農家に適切に支出されているか等事務上の課題も多い。仮に、共済関係にある農家に無事戻し金の額、意味を説明せず、明確な意思確認もなく農会長などに支払われているなら問題である。
- ・また、積立金の額は掛金率にも影響し、その減少は将来掛金が上昇する要因になる。
- ・以上のことから、無事戻しの廃止について検討すること。

損害防止事業は、特別積立金を財源として実施するケースが多いことから、事業実施の決裁、事業実績が確認できる資料等を適切に整備、保管する必要がある。

損害防止事業、無事戻しの実施にあたり留意すべきポイント

	留意すべきポイント
損害防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ・損害防止のために特に必要な措置として指示しているか(農家に丸投げしていないか。補助事業として実施する場合、実施状況の確認がおろそかになってないか) ・損害防止に寄与しているか。費用対効果(被害減少)の検証は行っているか。 ・組合等の事務を著しく煩雑化させていないか。 ・賦課金を損害防止事業に充当する場合、賦課額と事業水準の議論をしているか。
無事戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者へ支給されているか(加入者から農会長等へ委任しているが、農会長等が加入者に戸別配布するなど農会長等に過度の負担をかけていないか、無事戻し金が農家に現金で渡る場合、安全かつ速やかな支給方法として組合等は責任が持てる策を講じているか等) ・将来の積立金の取り崩しという意識はあるか。 ・支給金額に対し振込等にかかる事務経費はどうか。 ・「掛金等を積み立てて事後的に無事戻しするの」と「最初から掛金率を下げる」のと農家ニーズが高いのはいずれか。

平成28年度 水稲無事戻し見直し資料①

【現行】無事戻し金、損害防止事業の継続、事務費賦課金170円の場合

農業共済引受状況

(単位:円)

年度	戸数	引受面積	掛金①	事務費 賦課金②	合計 ①+②	前年度比
26	234戸	5,679.2 a	91,127	108,149	199,276	/
27	229戸	5,523.1 a	56,847	105,243	162,090	▲ 37,186
28	227戸	5,357.4 a	55,141	102,085	157,226	▲ 4,864
29	224戸	5,196.7 a	53,486	99,022	152,508	▲ 4,718
30	222戸	5,040.8 a	51,881	96,051	147,932	▲ 4,576
31	220戸	4,889.6 a	50,324	93,169	143,493	▲ 4,439
32	218戸	4,742.9 a	48,814	90,373	139,187	▲ 4,306

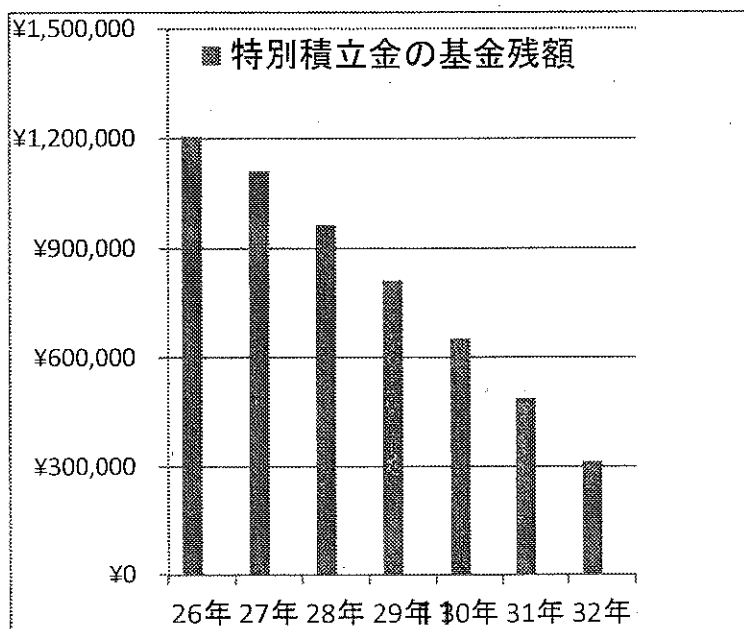
水稲特別積立金(条例78条)

(単位:円)

	特別積立金取り崩し			積立金	残	前年度比
	無事戻し	損害防止	計			
26年	57,120	89,000	146,120	118,446	1,206,122	/
27年	69,682	107,000	176,682	81,090	1,110,530	▲ 95,592
28年	71,772	150,000	221,772	76,226	964,984	▲ 145,546
29年	73,925	150,000	223,925	71,508	812,567	▲ 152,417
30年	76,142	150,000	226,142	66,932	653,357	▲ 159,210
31年	78,426	150,000	228,426	62,493	487,424	▲ 165,933
32年	80,778	150,000	230,778	58,187	314,833	▲ 172,591

※注意※平成27年度以降の水稲積立金額は予測値である。

※無事戻しとは、水稲共済加入者の水稲に3年間被害がない、または軽微であった時、掛金の2分の1以下の金額で無事戻しを行っている。



平成28年度 水稻無事戻し見直し資料②

【案】 無事戻し金を廃止、事務費賦課金を120円とした場合

農業共済引受状況

(単位:円)

年度	戸数	引受面積	掛金①	事務費 賦課金②	合計 ①+②	前年度比
26	234戸	5,679.2 a	91,127	108,149	199,276	/
27	229戸	5,523.1 a	56,847	105,243	162,090	▲ 37,186
28	227戸	5,357.4 a	55,141	77,633	132,774	▲ 29,316
29	224戸	5,196.7 a	53,486	75,304	128,790	▲ 3,984
30	222戸	5,040.8 a	51,881	73,044	124,925	▲ 3,865
31	220戸	4,889.6 a	50,324	70,852	121,176	▲ 3,749
32	218戸	4,742.9 a	48,814	68,726	117,540	▲ 3,636

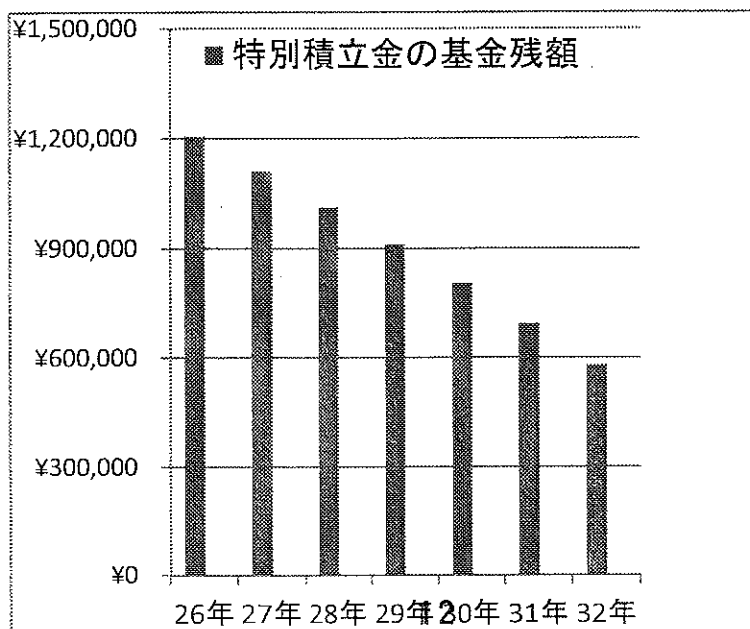
水稻特別積立金(条例78条)

(単位:円)

	特別積立金取り崩し			積立金	残	前年度比
	無事戻し	損害防止	計			
26年	57,120	89,000	146,120	118,446	1,206,122	/
27年	69,682	107,000	176,682	81,090	1,110,530	▲ 95,592
28年	0	150,000	150,000	51,774	1,012,304	▲ 98,226
29年	0	150,000	150,000	47,790	910,094	▲ 102,210
30年	0	150,000	150,000	43,925	804,019	▲ 106,075
31年	0	150,000	150,000	40,176	694,195	▲ 109,824
32年	0	150,000	150,000	36,540	580,735	▲ 113,460

※注意※平成27年度以降の水稻積立金額は予測値である。

※無事戻しとは、水稻共済加入者の水稻に3年間被害がない、または軽微であった時、掛金の2分の1以下の金額で無事戻しを行っている。



市町損害評価会委員等研修会開催要領

1 目 的

農業災害補償制度についての理解並びに水稻共済の損害評価の適正化について研修し、事業運営並びに損害評価の円滑化に資する。

2 主 催 者

兵庫県・兵庫県農業共済組合連合会神戸出張所

3 開催日時及び場所

(1) 日 時：平成27年8月25日（火）午後1時～午後4時

(2) 場 所：猪名川町立 文化体育館 イナホール

猪名川町白金1丁目74-24 電話 072-766-7400

4 研修対象者等

市町損害評価会委員並びに市町担当職員

5 研修事項

- (1) 農業共済制度と農作物共済事業の概要について
- (2) 損害評価の重要性と損害評価会委員等の任務について
- (3) 平成27年産水稻の引受状況及び損害評価について
- (4) 平成27年産水稻の生育状況等について（講演）
- (5) 評価眼の統一について（現地研修）

6 講 演

演 題 平成27年産水稻の生育と病虫害発生状況等について（仮題）

講 師 阪神農業改良普及センター

7 現地研修

水稻収量を検見投票する。（適当な圃場がない場合又は当日の天候によりビデオ等に切り替える）

川西市損害評価会委員名簿

	選出地区	氏 名	備考
1	川 西	西 田 信 治	会 長
2	東 谷	菊 本 秀 明	副会長
3	川 西	篠 木 善 和	
4	多 田	山 田 武 司	
5	多 田	天 津 恭 至	
6	東 谷	橋 本 信 一	

※ 任 期 平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)

平成27年度 損害評価員名簿

損害評価地区	地区名	氏名
川西 A	出在家	比西 昌登 <small>のぼる</small>
	栄根	きくら井 孝一 <small>こういち</small>
	加茂	比西 ぐち 博一 <small>ひろかず</small>
	久代	くしろ代 美彌 <small>お男</small>
多田 A	新田	ひらい井 英世 <small>ひでよ</small>
	東多田	おおやぶ 芳信 <small>よしのぶ</small>
	矢間	たきもと本 泰博 <small>やすひろ</small>
多田 B	西多田	にしむら 幸造 <small>こうぞう</small>
	多田院	つじ 貞夫 <small>さだお</small>
	石道	おかもと 成治 <small>しげはる</small>
多田 C	赤松	かきうち 敏郎 <small>としろう</small>
	柳谷	の だ 田 正義 <small>まさよし</small>
	芋生	うえだ 田 寿 <small>ひさし</small>
	若宮	おおむかい 向善 <small>よしのぶ</small>
東谷 A	見野	やまぐち 和子 <small>かずこ</small>
	東畦野	はしもと 和弘 <small>かずひろ</small>
	西畦野	の ほん 原 孝 <small>たかし</small>
東谷 B	山原	いのうえ 豊彦 <small>とよひこ</small>
	山下	やまもと 豊一 <small>とよかず</small>
	笹部	こ しか 坂 篤一 <small>あつかず</small>
東谷 C	一庫	にしむら 村 博 <small>ひろし</small>
	国崎	なかお 岡 博明 <small>ひろあき</small>
	黒川	にし 富 正隆 <small>まさたか</small>

川西市損害評価会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市農業共済条例（昭和42年川西市条例第41号。以下「条例」という。）第87条第2項の規定に基づき、条例に別に定めのあるもののほか、川西市損害評価会（以下「損害評価会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副会長)

第2条 損害評価会に、副会長1人を置く。

- 2 副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第3条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 損害評価会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事録)

第4条 議長は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した委員の氏名、議事の要領その他議長が必要と認めた事項を記載し、議長及び会議において議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第5条 損害評価会の庶務は、市民生活部生活活性室産業振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。